
特集：EUの社会保障政策の展開 趣 旨

社会保障は国際化が最も遅れた領域の一つといわれる。それでも、今日のように人の国際的な移動が活発化していくと、国際化に対応せざるを得なくなっている。海外在住国民に対して社会保障をどう適用させるのか、国内居住の外国人に対して社会保障をどのように適用するのかは基本的には各国の自治の下にある。実際には、海外居住の目的や期間などの条件は人によって異なり、社会保障制度も国によって多様であり、国家間の調整は非常に困難である。

欧州は古くから労働者の国際的な移動が活発な地域であり、他方、社会保障が世界でも最も発展している地域もある。移民労働者に限らず、多様な目的で多くの人々が国境を越えて移動している。したがって、社会保障の国際的な調整には歴史がある。EUは超国家的な組織であり、域内の労働者の自由移動を阻害しないことを目的に社会保障の「整合化」を進めてきた。

一つの研究対象として、EUの社会保障政策が興味深いのは次の理由からである。第一に、社会保障が一般的に国内的な性格を有しているのに対して、EUの社会保障は超国家的であることである。加盟国間とはいえ、国家間の相互関係を対象とするものである。単なる外国研究や国際比較研究とはまた違った次元を形成している。第二に、EUの研究は多様な方法論からなされている。社会保障へのアプローチは法学、経済学、社会学、政治学、行政学などの多様な立場から行われている。EUを舞台として、異なる方法論の交流が行われている。第三に、EU研究は非常に実践的である。空理空論は無用である。EUは実在する運動体であり、欧州市民の生活の場である。多くの当事者が問題を提起し、多くの判例が積み重ねられ、その経験が新たな規則を生み出している。規範は必要であろうが、現実的な可能性が優先されざるを得ない世界である。

EUの政策の評価も難しい。結局は各国自治が原則であり、EUの権限をみると無力感に失望する場合もある。多くの期待される提案があるにもかかわらず、社会保障はまだ基本的には満場一致でなければ法制化されず、一国の意見によって政策が阻止されることが多い。他方、一度法制化されれば、国内法と矛盾する場合には、国内法に優先して強制力を持つという側面もある。欧州裁判所という独自の司法機関を持っている意味も大きい。

「国際社会保障法」として ILO の事例が日本ではよく研究対象とされたが、EU や欧州評議会などの研究は比較的少なかった。確かに、ILO は対象が世界中の国であり壮大ではあるが、その分、逆に政策の可能性が大きな制約を受けることになる。EU の場合、加盟国は少ないが、比較的類似の国家でもあり、かなりの拘束力を伴った具体的で積極的な政策が展開されている。その意味では、EU の社会保障政策は国際化への最も先進の事例であろう。

EU の社会保障政策と言っても多様な側面があり、異なる学問から多様な研究が展開されている。日本におけるこのテーマに関する研究の蓄積の少なさから、本誌では何よりも EU の政策の概要を明らかにすることを目指した。そこで、なるべくこれまでにあまり紹介されていないような課題も含め新しい情報までフォローすることに主眼を置いた。

この特集号では、まず、EU 社会保障の研究では第一人者であるヴァン ランゲンドンク教授に歴史的経緯から現段階までを概観してもらった。続いて、社会保障の分野別に母性保護と保育政策、医療保障政策、パブリック・ヘルス政策、雇用政策について最近までの政策の概要を紹介していく。最後に、「調和化」の最大の成功例といわれる男女平等待遇について、判例の展開を具体的に概観していく。これまで本格的に紹介されてこなかった EU の社会保障政策の概要がこれでかなり明らかにされると思われる。なお、年金などの既に本誌で執筆されたテーマについては重複を避けている。ぜひバックナンバーを御覧いただきたい。

最後に、特集の趣旨から、執筆者によっては、本人の執筆したい内容と違うテーマをあえてお願ひしたものもあることを付言しておきたい。執筆者の御理解に改めて感謝したい。より専門的で詳細な研究については、次の機会に譲りたい。

(岡伸一 東洋英和女学院大学教授)